

船舶事故調査報告書

平成29年3月2日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成28年5月24日 06時00分ごろ
発生場所	徳島県松茂町徳島阿波おどり空港東方沖 徳島飛行場灯台から真方位085° 2,310m付近 （概位 北緯34° 07.9′ 東経134° 37.5′）
事故の概要	漁船第二輝丸は、2そう引き網漁の操業中、甲板員が落水して死亡した。
事故調査の経過	平成28年5月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第二輝丸、10.56トン TO2-2572（漁船登録番号）、個人所有 12.92m（Lr）×3.35m×1.04m、鋼 ディーゼル機関、漁船法馬力数50、昭和55年3月6日
乗組員等に関する情報	船長 男性 47歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成7年10月27日 免許証交付日 平成27年9月28日 （平成33年5月22日まで有効） 甲板員 男性 65歳
死傷者等	死亡 1人（甲板員）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期、海面水温 約18℃（気象庁 日別海面水温における解析値）
事故の経過	本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、指揮船1隻（1人乗り）、網船2隻（2人及び3人乗り）で構成される2そう引きしらす網船団の左舷側網船として、松茂町長原漁港を出港し、平成28年5月24日05時55分ごろ徳島阿波おどり空港東方沖で操業を開始した。 船長は、投網作業を終えてえい網中、指揮船の船長からの指示により、右舵を取った。

船長は、本船が右回頭を始めたところ、引き綱（ワイヤ）が船尾ブルワークに引っ掛かったので、船尾を下げて船尾ブルワークから引き綱を外そうと思い、機関の回転数を上げた。（図1参照）

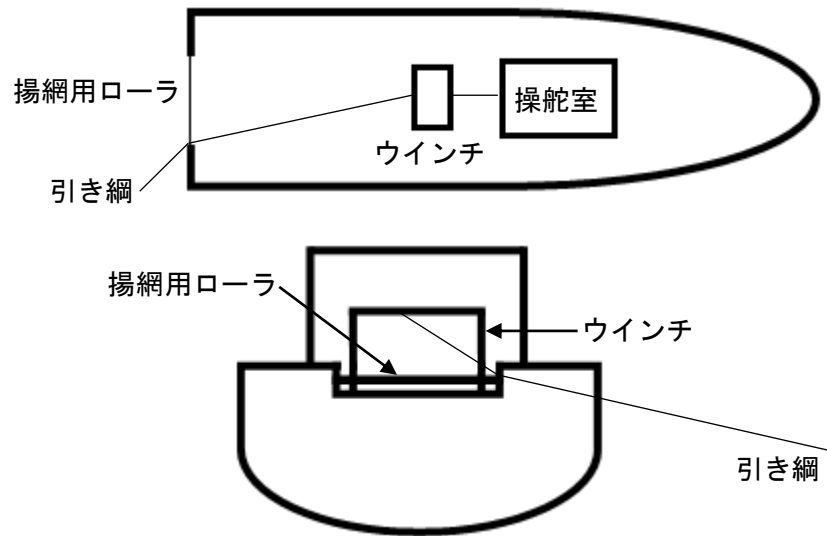


図1 船尾ブルワークに引き綱が引っ掛かったときの状況

船長は、船尾ブルワークから引き綱が外れた音が聞こえたので、操舵室右舷側の窓から顔を出して右舷船尾方を見た。

船長は、甲板員の姿が見えなかったので、甲板員が落水していないか見てほしいと、右舷船首方の指揮船に無線で連絡したものの、指揮船からの応答がなかったので、再度、操舵室右舷側の窓から顔を出して右舷船尾方を見たところ、06時00分ごろ船尾方約50～60mのところ立ち泳ぎをしている甲板員を発見した。

船長は、無線で指揮船に甲板員の救助を依頼し、機関の回転数を下げた後、後部甲板に出た。

右舷側網船の船長は、投網作業を終え、左舷方を振り向いたところ、立ち泳ぎをしている甲板員を目撃した。

右舷側網船の船長は、無線で指揮船に連絡したものの、応答がなかったので、指揮船の船長に携帯電話を掛け、右舷側網船の甲板員2人を指揮船に乗り移らせてから救助に向かうよう進言した。

指揮船は、右舷側網船の甲板員2人が乗り移った後、救助に向かった。

船長は、後部甲板から甲板員に声を掛けていたものの、甲板員の姿が見えなくなった。

甲板員は、本船の船団、巡視船艇及び航空機による捜索が行われ、26日06時40分ごろ落水場所付近において発見され、溺死と検案された。

（付図1 事故発生場所概略図 参照）

その他の事項

2そう引きしらす網船団は、指揮船の船尾方で右舷側網船及び左舷側網船が左右に離れてしらす網を引いていた。

	<p>本船の船尾部は、揚網用ローラがブルワークより低い構造となっていた。</p> <p>船長は、投網作業を終えた後、甲板員に後部甲板の掃除を指示していた。</p> <p>船長は、船尾ブルワークから引き綱を外そうとして機関の回転数を上げる際、甲板員に注意喚起を行っていなかった。</p> <p>船長は、掃除用のブラシとホースが後部甲板の左舷側に置かれていたので、甲板員が、引き綱に当たって右舷側から落水したのではなく、引き綱が船尾ブルワークから外れた際に生じた船体動揺により、左舷側から落水したのではないかと本事故後に思った。</p> <p>甲板員は、本船での乗船経験が約4回であった。</p> <p>甲板員は、本事故時、カップ上下及び手袋を着用し、長靴を履いていたが、救命胴衣を着用しておらず、体調不良等を訴えていなかった。</p> <p>本船は、救命胴衣を備え付けていなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>なし</p> <p>甲板員は、溺死した。</p> <p>本船は、徳島阿波おどり空港東方沖において、2そう引きしらす網漁の操業中、船尾ブルワークに引っ掛かった引き綱が、同ブルワークから外れた際に甲板員が落水したものと考えられるが、落水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>甲板員は、落水して溺死したものと考えられるが、溺死に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>甲板員は、船長が後部甲板の掃除を指示していたこと及び掃除用のブラシとホースが後部甲板の左舷側に置かれていたことから、後部甲板の左舷側で掃除をしていた可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、徳島阿波おどり空港東方沖において、2そう引きしらす網漁の操業中、甲板員が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船体が動揺するおそれがある場合には、同乗者に対して固定物に掛まるように指示するなどの注意喚起を行うこと。 ・専ら本邦の海岸から12海里以内の海面又は内水面において従業する総トン数20トン未満の漁船においても、船内に救命胴衣を備え付けることが望ましい。 ・操業中は可能な限り、救命胴衣を着用することが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図



※国土地理院Webサイトの地理院地図使用